

前橋市消防局管内 転院搬送ガイドライン

消防機関の救急車（以下「消防救急車」という。）による転院搬送の具体的な流れについて

【消防救急車による転院搬送の要件】※以下の全てを満たすこと

- 1 緊急に高度医療・専門医療等が必要な傷病者等で、当該医療機関での治療が困難であること。
- 2 搬送先医療機関の受入れの了解を得ておくこと。
- 3 他に適当な搬送手段がないこと。
- 4 原則として転院搬送依頼書を提出すること。
- 5 原則として医師又は看護師が同乗すること。

— 緊急性がある場合 —

- ① あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れを確認してください。
- ② 病院救急車整備事業による救急車（前橋赤十字病院に配備）や自院で所有する救急車等による転院搬送を検討してください。
- ③ ②による転院搬送ができない場合、転院搬送依頼書（別紙）に必要事項を記入の上、F a xにより前橋市消防局通信指令課に送信した後、119番通報を行い、到着した救急隊に、当該依頼書を手渡ししてください。

依頼書を送付するいとまがない場合は、119番通報のみ行い、到着した救急隊に、当該依頼書を手渡ししてください（対応が困難な場合は、可能な範囲内での記載で結構です。）。

F A X 番号 027-220-4528（前橋市消防局通信指令課）

- ④ 速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、救急処置室付近で待機しておく等）をお願いします。
- ⑤ 医師又は看護師の同乗をお願いします。
※やむを得ぬ事情があり医師、看護師ともに同乗できない場合は、患者・家族等に対してその旨を説明し、了承を得てください。
- ⑥ 救急隊に対して搬送先医療機関の担当医師名、搬送中に必要な処置等の申し送りをお願いします。
- ⑦ 転院搬送後に医師等が消防救急車に同乗して帰院することについて
 - ・前橋市内（管轄区域内）は、消防救急車により帰院することはできません。
 - ・前橋市外（管轄区域外）は、希望する場合に所定の手続を踏むことにより消防救急車により帰院することが可能です。
- ⑧ 消防救急車による転院搬送区域について
 - ・前橋市外への転院搬送についても、本ガイドラインの内容を遵守することにより可能です。

※ 緊急性が無い場合の転院搬送については、裏面記載内容での対応を検討願います。

作成：前橋市メディカルコントロール協議会

— 緊急性がない場合 —

救急業務の転院搬送要件を満たさない要請については、消防救急車による転院搬送は、原則として行いません。

地域病院救急車（前橋赤十字病院に配備）又は患者等搬送事業者等をご利用ください。

○地域病院救急車を利用する際には、「転院搬送ガイドライン フローチャート」に基づき適正な活用をお願いします。

○患者等搬送事業者を利用する際には、各事業者へお問合わせください。

なお、群馬県内消防本部（局）にて所定の講習を受けた患者等搬送事業者の一覧は、群馬県ホームページ内にある以下のウェブページ上に掲載されていますので、参考にしてください。

群馬県ホームページ内の「県内における患者等搬送事業者の一覧」

http://www.pref.gunma.jp/05/a55g_00013.html

転院搬送ガイドライン チェックリスト

※□… 必須、△… 対応が困難な場合は可能な範囲で

ステップ1 119番通報する前に確認してください！

- 緊急に高度医療・専門医療が必要で、当該医療機関での治療が困難
- 搬送先医療機関の受入れの了解を得ている
- 他に適当な搬送手段がない

ステップ2 119番へ通報します

- 119番通報をします。
- 聴取内容は、消防局通信指令課の指示に従ってください。

ステップ3 救急車が到着するまで

- △ 転院搬送依頼書を作成し、前橋市消防局へFAXする
FAX 027-220-4528

※送付するいとまがない場合は事前のFAXを省略し、到着した救急隊員に手渡す

- 医師、看護師ともに同乗できない場合は、患者・家族等に対して同乗できない旨を説明し、了承を得る
- 速やかな転院のための事前準備
(ベッドからの移動、救急処置室付近での待機など)

ステップ4 救急車が到着したら

- △ 転院搬送依頼書を救急隊員に手渡すとともに、必要な申し送りをする
- △ 医師又は看護師が同乗する